

桂川町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桂川町犯罪被害者等支援条例（令和5年桂川町条例第号）第7条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（負傷又は疾病の療養期間が1月以上と認められるものに限る。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者又は重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われたときに本町に住所を有する者に限る。）をいう。

(見舞金の種類等)

第3条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対し、一時金として支給するものとする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族で、当該犯罪行為が行われたときから引き続き町内に住所を有する者に限る。）
- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われたときから引き続き町内に住所を有する者に限る。）

2 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷害見舞金 10万円

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、犯罪行為が行われたとき以後に町外に転出した犯罪被害者又は第1順位遺族について、その転出に関し、やむを得ない事情があると認めるときは、当該犯罪被害者又は第1順位遺族に対し、見舞金を支給することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡のときにおいて胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子の母が犯罪被害者の死亡のときに犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、桂川町遺族見舞金受給代表者届出書（様式第1号）により、その代表者を第1順位遺族とみなす。
- （見舞金の支給制限）

第5条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は前条第3項の第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかの関係がある場合
 - ア 夫婦（事実上の婚姻関係を含む。）
 - イ 3親等内の親族（親子については、事実上養子縁組関係と同様の事情がある場合を含む。）
 - ウ 同居の親族
- (2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族にいずれかに該当する行為があつた場合
 - ア 犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
 - イ 犯罪行為を誘発する行為
 - ウ 犯罪行為に関連する不正な行為
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

- ア 犯罪行為を容認していたこと。
 - イ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（当該組織に属していたことが、犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。
 - ウ 犯罪行為に対する報復として加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は遺族と加害者の関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない
と認められる場合
(見舞金の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該傷害見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。
(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、桂川町犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認できる場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

- ア 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 犯罪行為により死亡した者の消除された住民票の写し
- ウ 申請者の住民票の写し
- エ 申請者と犯罪行為により死亡した者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書
- オ 申請者が犯罪行為により死亡した者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- カ 申請者が犯罪行為により死亡した者の配偶者以外のものであるときは、桂川町遺族見舞金受給代表者届出書
- キ 誓約書兼同意書(様式第3号)

ク その他町長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金

ア 申請者が負った重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書

イ 申請者の住民票の写し

ウ 誓約書兼同意書

エ その他町長が必要と認める書類

(見舞金の支給申請の期限)

第8条 見舞金の支給の申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、これを行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給申請ができなかったと町長が認めるときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、同項の支給申請を行うことができる

(見舞金の支給の決定等)

第9条 町長は、第7条第1項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは見舞金の支給を決定し、桂川町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、見舞金を支給することが適当でないと認めるときは、桂川町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第5号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条第1項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、桂川町犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(見舞金の支給の取消し)

第11条 町長は、支給決定者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、桂川町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第7号)により支給決定者に対しその旨を通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 支給決定者は、前条第1項の規定により支給決定を取り消された場合であって、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金が支給されているときは、速やかに当該見舞金の額に相当する金額を町に返還しなければならない。

(報告等)

第13条 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者に報告を求めることができる。

(関係機関への情報提供依頼)

第14条 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者の同意を得た上で、国、地方公共団体、警察その他の関係機関に情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

桂川町長 様

受給代表者

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

印

桂川町遺族見舞金受給代表者届出書

私は、下記の第1順位遺族と協議し、遺族見舞金の受給代表者となりましたので、桂川町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第4条第4項の規定により届け出ます。

また、見舞金の受給に係る調整については、遺族間で行うこととし、町に対して異議を申し出ることはありません。

記

(同意者)

住所 _____

氏名 _____ 印

様式第2号（第7条関係）

（表）

年 月 日

桂川町長 様

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

（犯罪被害者と続柄）

電話番号

桂川町犯罪被害者等見舞金支給申請書

桂川町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて見舞金の支給を申請します。

見舞金の種類		<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金	
申請金額		円	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 時ごろ	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪行為による被害の発生状況			
取扱警察署			
遺族見舞金の支給を申請する場合	犯罪行為により死亡した者	(ふりがな) 氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日
		犯罪行為が行われたときの住所	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
犯罪行為に係る傷害見舞金の支給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
傷害見舞金の支給を申請する場合	傷害の状態		
	犯罪行為が行われたときの住所 (現住所と異なる場合のみ記載)		

*裏面に続く

(裏)

関係書類

(1) 遺族見舞金

- ア 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 犯罪行為により死亡した者の消除された住民票の写し
- ウ 申請者の住民票の写し
- エ 申請者と犯罪行為により死亡した者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書
- オ 申請者が犯罪行為により死亡した者との婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- カ 申請書が犯罪行為により死亡した者の配偶者以外のものであるときは、桂川町遺族見舞金受給代表者届出書（様式第1号）
- キ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ク その他町長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金

- ア 申請者が負った重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- イ 申請者の住民票の写し
- ウ 誓約書兼同意書
- エ その他町長が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係）

誓約書兼同意書

私は、下記の事項について誓約します。

また、申請に係る犯罪行為による被害の状況調査に当たり、町が警察署等における調査等を実施することに同意します。

記

私は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

桂川町長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

桂川町長

桂川町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった見舞金について、次のとおり支給を決定したので、桂川町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

1 見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金
2 支給決定額	円

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

桂川町長

桂川町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった見舞金について、次のとおり不支給を決定したので、桂川町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

不支給決定の理由	
----------	--

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

桂川町長 様

支給決定者

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

桂川町犯罪被害者等見舞金支給請求書

桂川町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第10条の規定により、次のとおり見舞金の支給を請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

桂川町長

桂川町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定を行った見舞金について、桂川町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第11条第2項の規定により、次のとおり支給決定を取り消したので通知します。

1 見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金
2 支給決定額	円
3 取消金額	円
4 取消理由	